

# 寄附・協賛金等による出張旅費規程

## 第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下「本連盟」という）の正会員が、本連盟の指示命令により、出張旅費等の精算について定めたものである。

## 第2条（適用）

この規程は、寄附・協賛金等を頂く際、寄附・協賛側の要望もしくは、理事会で承認した出張に適用する。

## 第3条（旅費の種類）

旅費の種類は、鉄道、航空機、船舶およびバス、必要に応じタクシーを利用する場合の運賃、料金（以下「交通費」という）そして宿泊料金等からなる。

## 第4条（出張の種類）

出張の種類は次の通りとする。

- （1） 国内合宿及び国内遠征
- （2） 海外合宿及び海外遠征
- （3） 広報活動

## 第5条（交通費・経路等）

国内外の合宿及び遠征でのチーム移動に係る交通費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

2. 集合及び解散場所と本人住居最寄駅との区間交通費は、全日程参加を対象に別表1のとおり支給する。なお、利用に関してはもっとも経済的な通常の経路および方法により利用公共交通機関の普通運賃を原則とする。ただし、身体障害者手帳保有者は、身体障害者割引制度をはじめ各種割引制度を利用した割引後の運賃を原則とする。

- （1） 交通費の他に急行料金または、特急（含新幹線）料金を支給する。

なお、急行料金または特急料金は、急行もしくは特急の乗車距離が片道 100 k m 未満は支給しない。

やむを得ない事情により寝台列車を利用した場合は、寝台料金を加算支給することができる。

- （2） 片道 650 k m をこえる旅程については航空運賃を支給することができる。

なお、航空運賃等はエコノミークラスを原則とし、身体障害者割引制度をはじめ

各種割引制度を利用した割引後の実費を支給する。

(3) 以下のような場合は、他の経路で算出することができる。

- ・ 最も経済的な経路では、旅行時間又は運行時間の起因により用務開始時間に到着できない若しくは宿泊を伴う旅行となり経済的ではない。
- ・ 最も経済的な経路では旅行時間の大きなロスとなる。
- ・ 出発時間が早朝となる又は到着時間が夜間となる。

(目安としては、発地最寄駅を 07:30 前に出発又は 21:00 以降に着地最寄駅に到着する旅行とします。)

※いずれも事前に必ず理事長に相談し、承認をもらうこと。相談が無かった場合はもっとも経済的な通常の経路および、事情によっては支給しないこともある。

3. 勤務地最寄駅から直行する等、やむを得ない事情による交通費は、事前に必ず理事長に相談し、承認をもらうことで支給する場合がある。

4. 天災等やむを得ない事情でもっとも経済的な公共交通機関を利用することができない場合は、実際に利用した経路の実費を支給する。ただし、証明書の提出が必須である。

#### 第6条 (宿泊費)

国内外の合宿及び遠征に係る宿泊費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

2. 個人手配では原則、一泊二食付き税込 11,000 円 (税抜 10,000 円) を限度として実費を支給する。

3. 近距離出張は支給しない。なお、やむを得ない事情の場合は、理事長の承認の上、支給する。この近距離とは、自宅最寄駅から集合・解散場所まで片道 100 キロ未満である。

#### 第7条 (食費)

国内外の合宿及び遠征に係る食費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。ただし、宿泊と一緒に付いているものに限る。

2. 個人での飲食費は支給しない。

#### 第8条 (自家用車等による出張)

自家用車の利用は、用具等の運搬や本連盟の業務上利用する場合、マイカー規程に従って支給する。

やむを得ない事情の場合は、出張先最寄駅まで公共交通機関を利用し、レンタカーを利用とする。

なお、事前に理事長に相談の上、承認をもらうこと。

#### 第9条（旅費の請求）

第2条により依頼を受けた者が、第5条、第6条、第8条など旅費の請求は、旅行後10日以内に請求しなければならない。

なお、請求する際、領収書もしくは、明細書などを提出しなければならない。

2. 受け取れる領収書もしくは、明細書・利用証明書などの提出が無いものは支給しない。

#### 第10条（旅費の清算）

出張前、概算による旅費の支給を受けた時は、帰省後10日以内に精算するものとする。

なお、精算する際、領収書もしくは、明細書などを添付して提出しなければならない。

2. 受け取れる領収書もしくは、明細書・利用証明書などの提出が無いものは対象外とし、返金しなければならない。

#### 第11条（旅費の調整）

特例として、理事会の決議にもとづき旅費を増減することができる。

#### 第12条

本規程は、総会または理事会で変更することができる。

#### 付 則

この規程は令和6年4月1日以後の出張から適用する。

平成30年11月1日 施行

令和6年5月18日 改正

別表 1

交通費	国内・海外	自宅最寄駅⇔集合・解散場所※ 1	実費支給
	国内	集合・解散場所⇔合宿地等	状況に合わせて対応
	海外	集合・解散場所⇔合宿地等	本連盟手配
宿泊費	国内・海外	遠征・合宿	本連盟手配
	国内・海外	集合前泊・解散後泊等	支給なし※ 2
雑費・日当	国内・海外		支給なし

※ 1 原則として、全日程参加を対象とし、自宅最寄駅⇔集合・解散場所の乗車券（状況によって、特急券等）の往復分を購入することで、交通費支給対象とする。

なお、目的地までの乗車券（状況によって、特急券等）を購入していない場合や、片道のみ（自己事情による、自宅最寄駅もしくは、集合・解散場所以外での購入等）は、状況を確認の上で理事長が判断する。

○支給対象の例

・遠方のため、前日に出発し、親戚・友人等の家に泊まり、翌日に集合場所までの乗車券を購入したケース（但し、当日に出発した場合、8時前になることを前提とする）

往路：自宅最寄駅－〇〇駅 前泊 〇〇駅－集合場所

復路：解散場所－自宅最寄駅

（なお、前泊の為に下車した駅は、翌日には同駅から出発すること。）

○支給非対象の例

- ・自宅から目的地へ行く途中の駅に下車し、メンバーや友人等の車に同乗するケース
- ・帰宅途中、寄り道等でもっとも経済的な通常の経路から外れているケース 等

※ 2 原則としては、支給なしですが、やむを得ない事情や、海外遠征の行程によって、集合前泊・解散後泊しなければならないと、理事長が認めた場合のみ、支給する。

付則

新幹線利用特別規則

近距離の交通手段でも、新幹線の利用を次の通り認める。

1. 原則として出発起点駅から 80 キロメートルを超える場合。
2. 前項の制限を受ける 80 キロメートル未満であっても次の区間を特別区間として新幹線の利用を認める。

① 東京－熊谷 (64. 7km)

② 博多－小倉 (67. 2km)

（参考：東京－小田原 (83. 9km)、東京－小山 (80. 6km)、新大阪－米原 (106. 7km)